

「屋久島町多目的交流センター建設・管理運営事業に係る事業者選定等支援業務委託」
に係る公募型指名競争入札の実施について（公告）

屋久島町では、標記業務委託に係る公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加を希望される事業者は次の要領により応募してください。

令和6年4月18日

屋久島町長 荒木 耕治

1 委託業務名

屋久島町多目的交流センター建設・管理運営事業に係る事業者選定等支援業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、屋久島町がPPP手法を導入して実施する多目的交流センター建設・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、実施方針や公募資料の公表から提案審査、事業者選定、契約の締結までに必要となる各種検討及び募集資料等の作成を行い、本事業を実施する民間事業者の募集・選定プロセスの的確な推進を支援することを目的とする。

また、デジタル田園都市国家構想交付金に適うデジタル実装を本事業に反映すべく、これまでに採択された交付金事業の事例調査、施設に導入すべきデジタル活用等の検討を行う。

3 委託期間

契約締結日から18ヶ月間

4 委託業務の内容

資料1「委託業務仕様書」のとおり

5 参加条件

次の各項に掲げる要件を有する者でなければ、指名競争入札に参加できません。

(1) 参加要件

屋久島町における「令和6・7年度測量・建設コンサルタント」または「物品の購入・役務の提供等」に係る競争入札参加資格の審査を受けている者。

なお、競争入札参加資格の審査を受けていない場合は、「令和6・7年度 競争入札参加資格審査申請書」（添付書類一式含む）を「公募型指名競争入札参加申込書」に添えて申し込むことができる。

(2) 実績要件

過去5年間に元請けとして国または地方公共団体等が発注するPPP/PFI事業者選定支援業務の履行実績がある者。ただし、建築物の新築で延べ床面積が2,500㎡を超えるものに限る。

(3) 技術者要件

前項の業務に主担当として携わった経験を持つ、次のいずれかの資格を有する管理技術者を配置できること。

① 技術士（建設部門）

② 一級建築士

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) この公示日から指名通知までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (6) 市町村民税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

6 申込受付

(1) 受付期間

令和6年5月2日(木)午後5時15分まで

(2) 提出書類

- ① 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
- ② 同種又は類似業務の実績調書(様式2)※添付書類含む
- ③ 予定技術者調書(様式3)
- ④ 電子入札用電子証明書(ICカード)届出書(様式4)※12項参照のこと

(3) 提出場所

屋久島町役場 政策推進課 財産管理係

(4) 提出方法

EメールによるPDF形式での提出

送信先メールアドレス zaisan@town.yakushima.kagoshima.jp

※Eメール送信後は必ず末尾記載の連絡先に受信確認を行うこと。

(5) その他

- ① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された資料は、返却しない。

7 指名業者の選定

6(2)の書類提出があった者の中から、屋久島町建設工事入札資格者指名推薦委員会の審査を経て、指名業者の選定を行うものとする。

8 手続の中止等

7による選定業者が1者の場合は、この手続を中止する。

9 指名通知

指名業者を選定後すみやかに、12電子入札システムを利用し、指名競争入札参加指名通知書による通知を行う。また、指名しなかった者については、非指名通知書によりその理由を付して通知するものとする。

10 仕様書等の閲覧及び質疑

仕様書等の閲覧は、公示日から入札執行日の前日までとする。また、質問書（様式5）の提出期限は、令和6年4月26日（金）正午までとし、質疑書に対する回答は令和6年4月30日（火）までにホームページに掲載する。

11 入札の日時、方法等

入札予定日 令和6年5月21日（火）

入札方法 電子入札

12 電子入札システム

本案件は、「かごしま県市町村電子入札システム」を利用して行う。利用に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) 当該システムは、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の「電子入札コアシステム」を利用して構築しているので、コアシステムに対応した認証局発行のICカード及びICカードリーダーを用意すること。なお、既に国土交通省等の実施する電子入札でICカードを取得している場合は、そのカードを当該システムでも利用できる。
- (2) ICカードの取得後、6(2)④の書類を屋久島町に提出し、利用者登録番号の交付を受けること。また、交付後は当該番号を用いてシステム上で利用者登録を行うこと。
（利用者登録については [URL:http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/business/tender/](http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/business/tender/) を参照すること。）
- (3) 当該システムに対応できない特別な事情がある場合は事前に協議すること。

13 その他

入札後に5参加要件のいずれかを満たさないことが判明した場合は、その者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として、無効として取り扱うものとする。

14 問い合わせ先

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 政策推進課 財産管理係

電話番号：0997-43-5900（内線228） FAX：0997-43-5905

Eメール：zaisan@town.yakushima.kagoshima.jp